



徳島労働局発表  
平成23年2月2日

担当	徳島労働局 職業安定部職業対策課
	課長 真野 博馬
	課長補佐 柳 篤彦
	事業所給付監査官 岩井 茂義
	電話番号 088-611-5387

## 外国人労働者数が前年同期比343人増加

徳島労働局における外国人雇用状況の届出状況（平成22年10月末現在）

外国人雇用状況の届出に基づき、平成22年10月末現在の届出状況を集計し、公表するものです。

### 【ポイント】

- ① 外国人労働者雇用事業所（以下「雇用事業所」という。）は、630か所（前年同期比66か所、11.7%増）
- ② 外国人労働者数は2,854人（前年同期比343人、13.7%増）
- ③ 雇用事業所のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所が全体の8.7%、当該事業所の外国人労働者は全体の5.0%となっている。
- ④ 国籍別外国人労働者は、中国が最も多く全体の77.9%を占め、全国平均44.2%に比べて中国（香港等を含む。）の割合が高い。
- ⑤ 外国人労働者の在留資格別にみると、「特定活動」が全体の69.7%を占め、次いで「身分に基づく在留資格」（同13.3%）、「専門的・技術的分野の在留資格」（同8.2%）となっている。
- ⑥ 産業別にみると、雇用事業所、外国人労働者とともに、製造業が最も多く、それぞれ全体の47.0%、61.9%を占め、次いで農業・林業14.6%、8.4%、卸売業・小売業8.3%、7.0%となっている。
- ⑦ 事業所規模別では、「5～30人未満の事業所」が最も多く、雇用事業所全体の44.4%、外国人労働者全体の47.9%を占める

### 1 趣 旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものである。

今般、平成22年10月末現在の届出状況を集計したものが以下のとおりである。

### 2 届出状況の概要

#### （1）外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

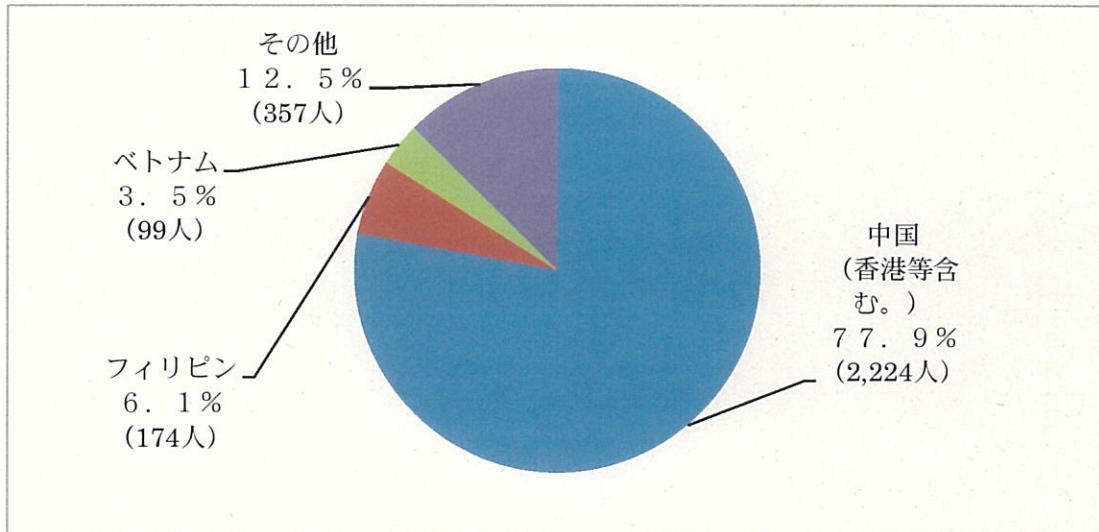
イ 平成22年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は630か所であり、外国人労働者数は2,854人であった。これは平成21年10月末現在の564か所、2,511人に対し、66か所（11.7%）、343人（13.7%）の増となった。

□ このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は55か所、当該事業所で就労する外国人労働者は144人であり、それぞれ事業所全体の8.7%、外国人労働者全体の5.0%を占めている。

## (2) 外国人労働者の属性

イ 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者全体の77.9%を占め、次いで、フィリピンが6.1%、ベトナムが3.5%となっている。【図1参照】

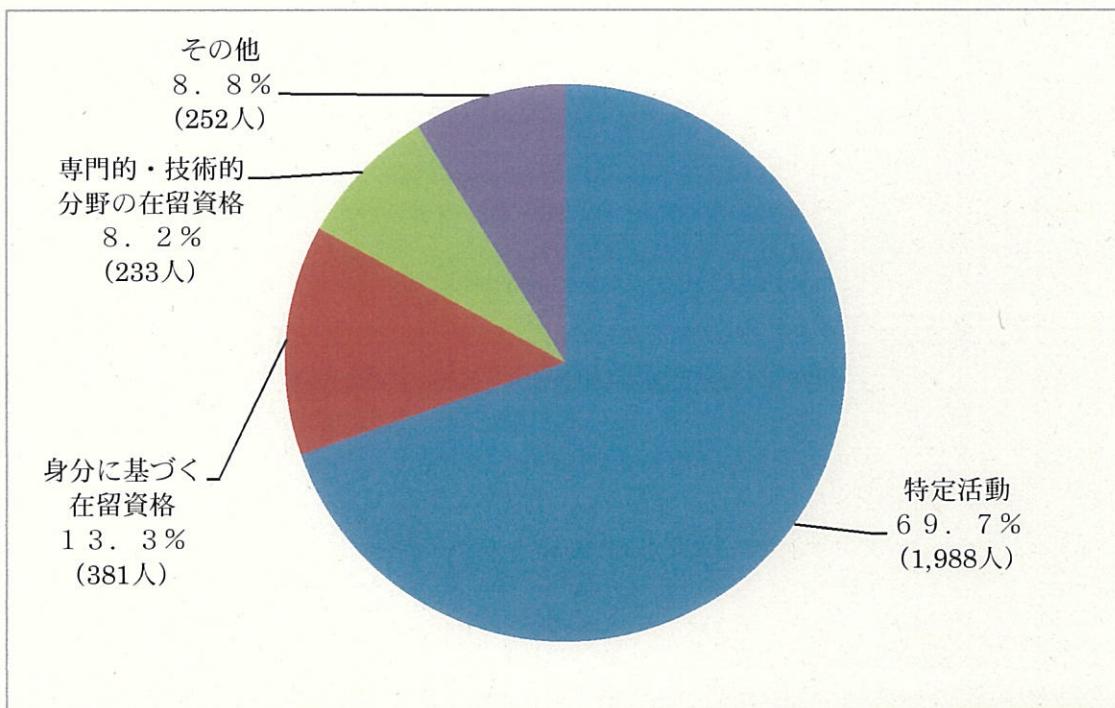
図1 国籍別外国人労働者の割合



□ 在留資格別にみると、特定活動が外国人労働者全体の69.7%を占め、次いで、身に基づく在留資格（日本人の配偶者等、永住者、定住者など）が13.3%、専門的・技術的分野の在留資格（教育、人文知識・国際業務、教授、研修など）8.2%となっている。

【図2参照】

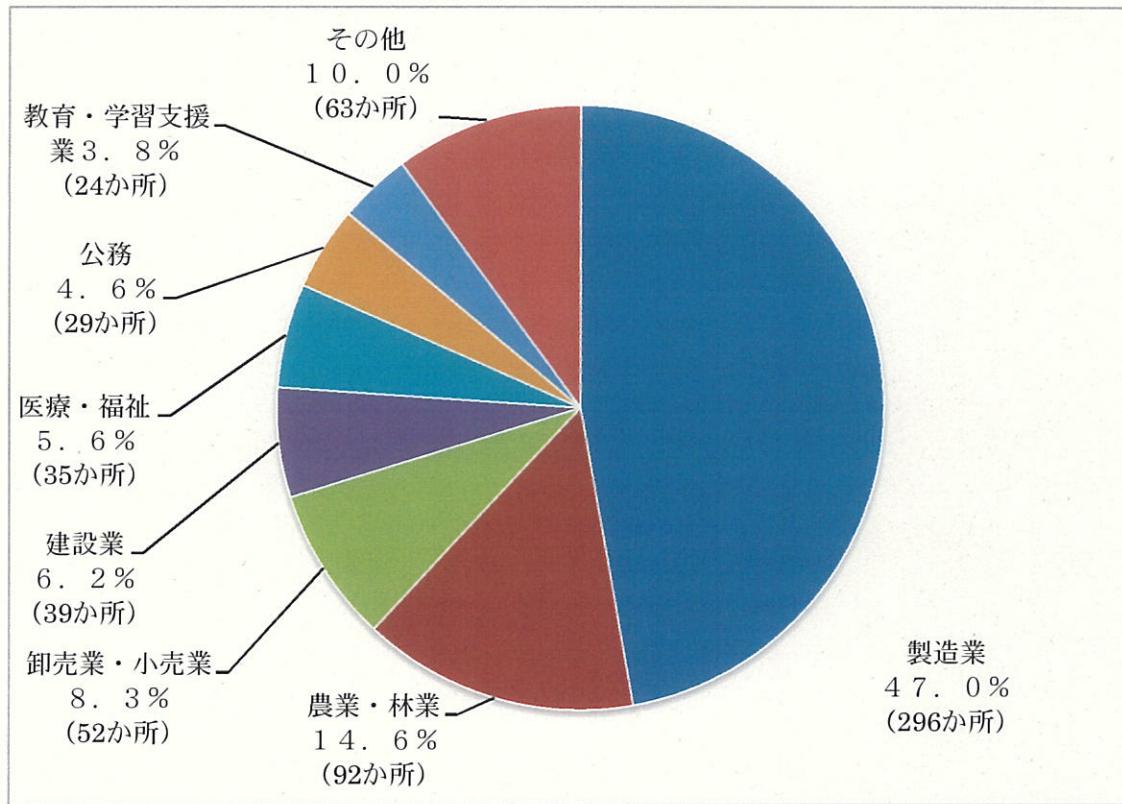
図2 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

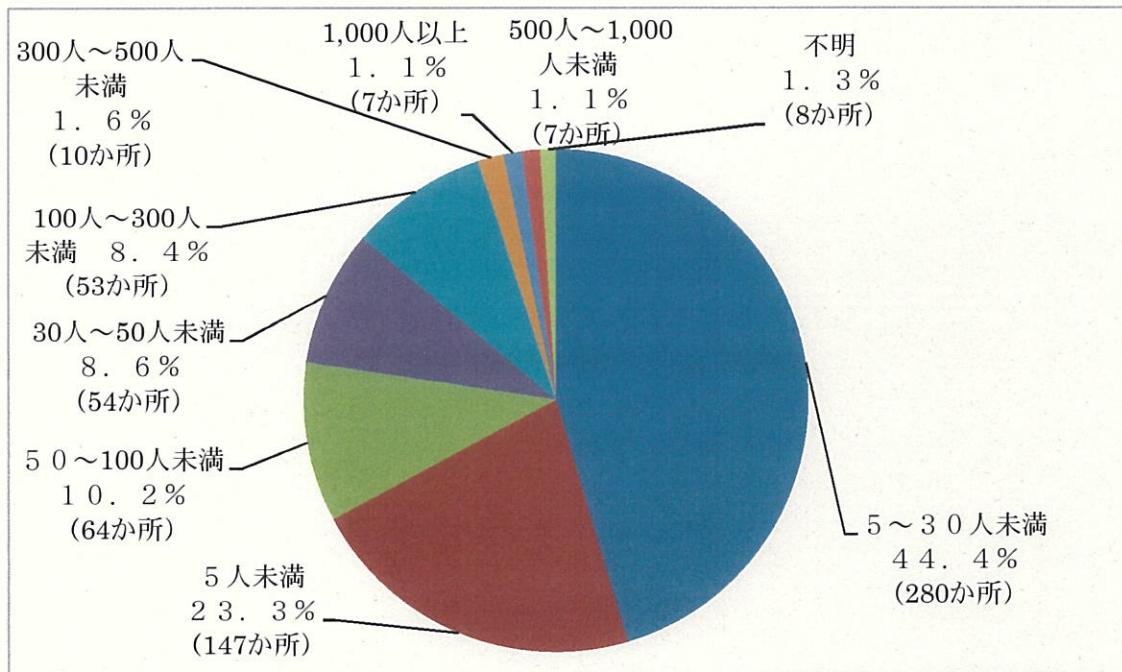
イ 産業別にみると、製造業が47.0%を占め、次いで農業・林業が14.6%、卸売業・小売業が8.3%、建設業が6.2%となっている。【図3参照】

図3 産業別外国人雇用事業所の割合



ロ 事業所規模別にみると、「5～30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の44.4%を占め、次いで「5人未満」が23.3%となっている。【図4参照】

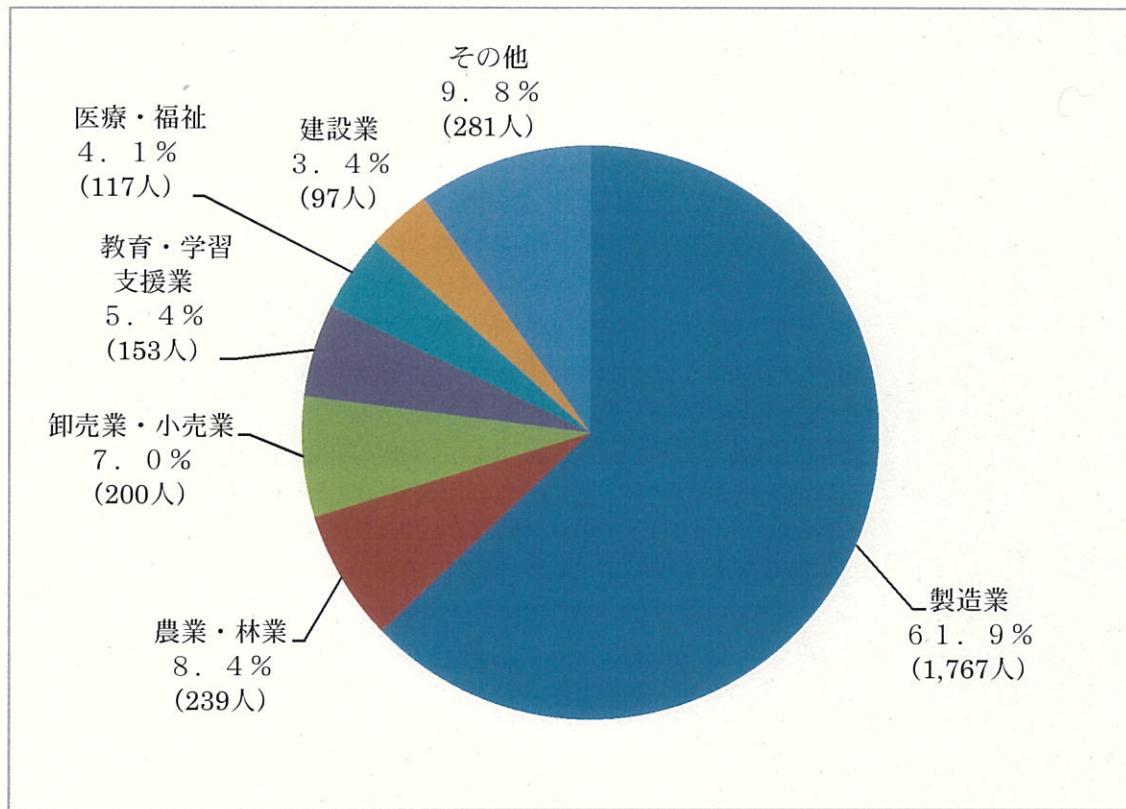
図4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



(4) 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

イ 産業別にみると、「製造業」が1,767人と全体の61.9%を占め、次いで「農業・林業が239人(8.4%)、「卸売業・小売業」が200人(7.0%)となっている。【図5参照】

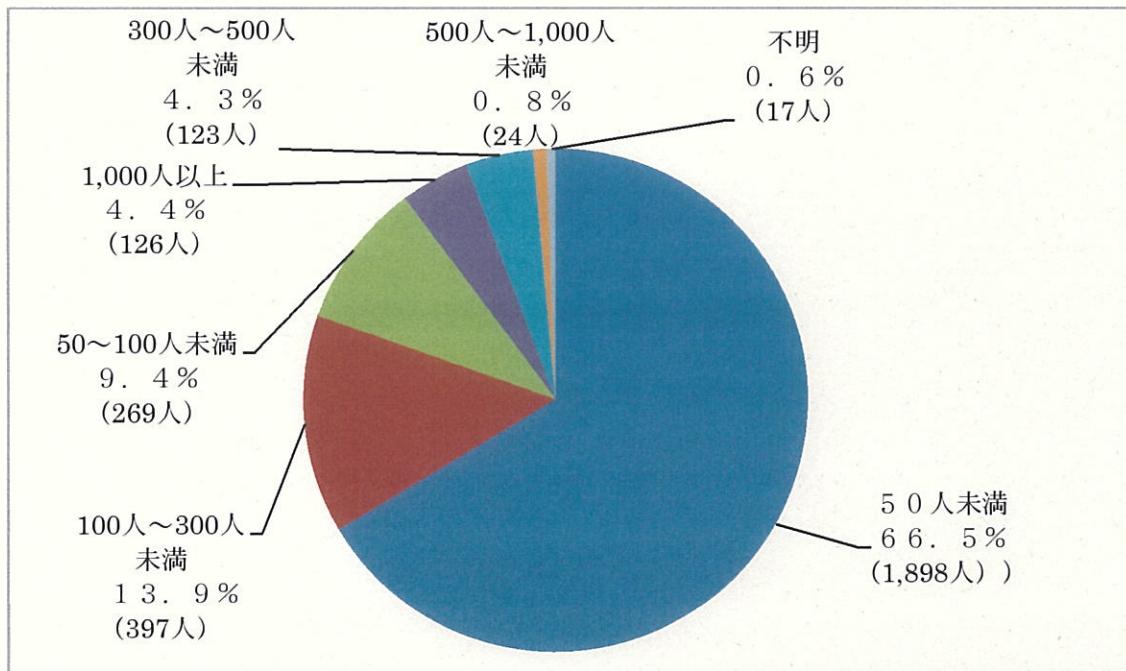
図5 産業別外国人労働者数



ロ 事業所規模別の外国人労働者数をみると「50人未満」規模の事業所が、外国人労働者全体の66.5%を占め、次いで「100人～300人未満」が13.9%となっている。

【図6参照】

図6 事業所規模別外国人労働者数



(注1)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(注2)「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

(注3)「特定活動」には、「技能実習生」、「ワーキングホリデー」、「EPA」、「外交官等家事使用人」、「高度研究者」などが該当する。